

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 115
大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2)若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目		<p>②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進</p> <p>② 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、<u>教育・啓発の強化</u>、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。</p>
該当施策名 (事業名)	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	
該当施策の背景・ 目的	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な施策等のうち、消費生活に関する制度を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>消費者の利益擁護を図るための消費者契約に関する包括的な民事ルールである消費者契約法の見直しを実施する。</p> <p>また、不当な勧誘等による消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図るため、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって訴訟などを行うことができる消費者団体訴訟制度の推進を実施する。</p>	
該当施策の政策手 段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 112,013 千円 の内数
		29年度予算額: 43,034 千円
		28年度歳出予算現額※1 39,094 千円
	28年度決算額: 33,291 千円	
	使用割合: 85.2 %	
○	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	
		—

<p>該当施策概要</p>	<p>AV出演強要問題に関し、被害者が締結している契約が消費者契約に該当する場合は、消費者契約法において、例えば、退去を妨害して勧誘を続ける等第4条に該当する不当な勧誘が行われた場合は、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることや、不当に高い違約金を定める等第8条から第10条に該当する不当な契約条項については無効であること等について、業界関係者に対して、周知を行う。</p> <p>また、これに関し、事業者により不当な勧誘等がなされている場合には、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が不当な勧誘等に対して実効的に差止請求ができるよう、環境整備を図る。</p> <p>(平成30年度予算概算要求等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟制度の担い手を支援する補助金を新規に要求。 ・消費者団体訴訟制度の推進に関し、業務を行う担当の定員要求(新たに補佐1名、係長1名及び係員1名の増員)を行う。 								
<p>「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※2</p> <p>—</p>								
<p>「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※3</p> <p>—</p>								
<p>「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</p>	<p>主に関係する分野・大項目</p> <table border="1" data-bbox="432 987 1445 1126"> <tr> <td data-bbox="432 987 520 1126">分野 —大 項目</td> <td data-bbox="525 987 815 1126">7-1</td> <td data-bbox="820 987 1445 1126">女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</td> </tr> </table> <p>その他関係する分野・大項目等</p> <table border="1" data-bbox="432 1178 1445 1328"> <tr> <td data-bbox="432 1178 520 1328">分野 —大 項目</td> <td colspan="2" data-bbox="525 1178 1445 1328">4-3</td> </tr> </table>			分野 —大 項目	7-1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	分野 —大 項目	4-3	
分野 —大 項目	7-1	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり							
分野 —大 項目	4-3								
<p>担当府省・担当課</p>	<p>消費者庁 消費者制度課</p>								

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

消費者契約法の概要

立法及び改正の経緯

【成立】消費者契約に関する包括的な民事ルールとして平成12年5月に成立（平成13年4月施行）

【平成18年改正】適格消費者団体による差止請求制度（消費者団体訴訟制度）を導入（平成19年6月施行）

【平成20年改正】差止請求の対象を景品表示法上の不当表示及び特定商取引法上の不当行為に拡大（景表法関連は平成21年4月施行、特商法関連規定は平成21年12月施行）

（※）食品表示法の制定により、差止請求の対象を食品表示法上の不当表示に拡大（平成27年4月施行）

【平成28年改正】過量契約の取消しや、消費者の解除権を放棄させる条項の無効の規定を設けるなど、取消し・無効に関する民事ルールを改正（平成29年6月施行）

内容

- 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、
契約の取消し及び契約条項の無効等について規定（民法の特別法）
- 消費者と事業者との間で締結された契約（＝消費者契約）であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象

【不当な勧誘】→取消し

- ・不実告知（第4条第1項第1号）
- ・断定的判断の提供（第4条第1項第2号）
- ・不利益事実の不告知（第4条第2項）
- ・不退去（第4条第3項第1号）
- ・退去妨害（第4条第3項第2号）
- ・過量契約（第4条第4項）

【不当な契約条項】→無効

- ・事業者の損害賠償責任を免除する条項（第8条）
- ・消費者の解除権を放棄させる条項（第8条の2）
- ・消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等（第9条）
- ・消費者の利益を一方的に害する条項（第10条）

【消費者団体訴訟制度】

内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、事業者の不当な行為に関し、差止請求をすることができる

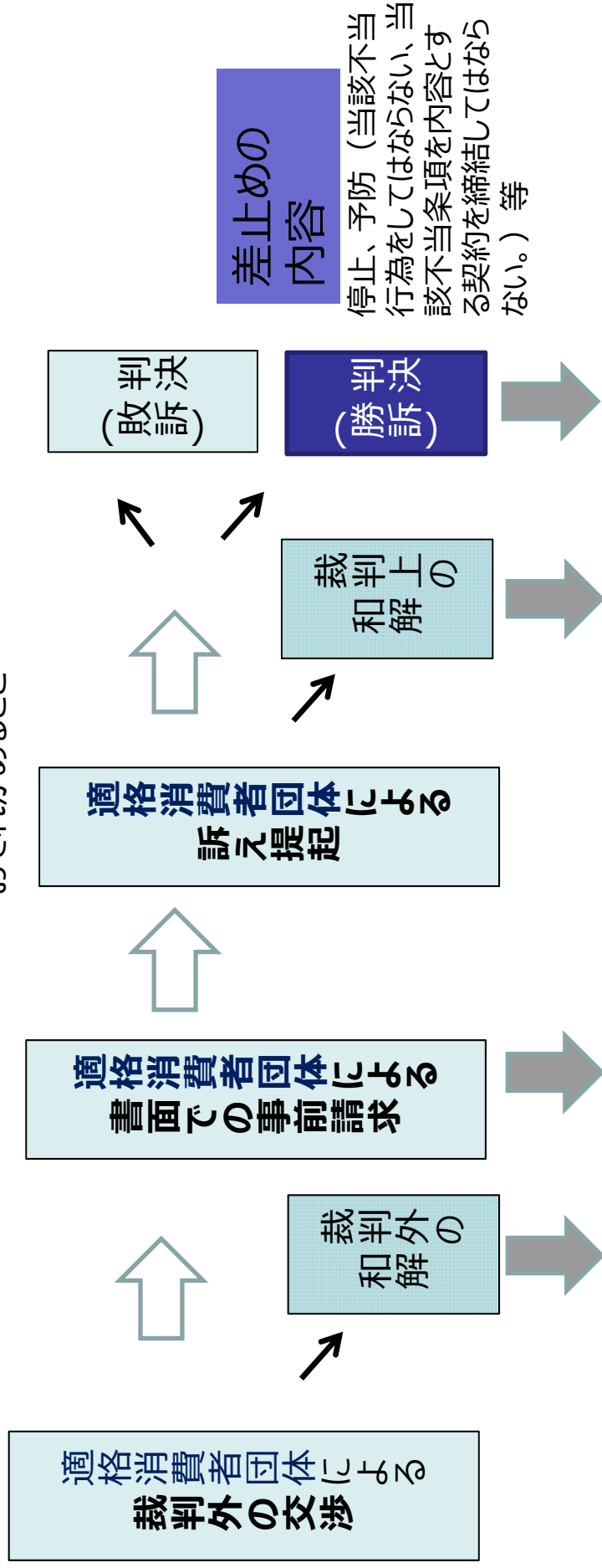
（※）適格消費者団体は、全国に16団体。これまでに計46件の差止請求訴訟を提起するなど差止請求権を行使（平成29年5月31日現在）

消費者団体訴訟制度（差止請求）

適格消費者団体による差止め（イメージ）

事業者が不特定かつ多数の消費者に対し消費者契約法等に違反する不当な行為を現に行い、又は、行うおそれがあるとき

消費者被害の発生



消費者団体訴訟制度(被害回復)

～消費者裁判手続特例法の概要～

※消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)

背景

- 消費者被害では**同種被害が多発**
- 訴訟による被害回復は困難
(泣き寝入り)
・事業者と消費者との間の**構造的格差**
(情報量・交渉力等)
・訴訟に要する**費用・労力**

- 諸外国の制度の長所
・短所を検討し我が国に**新しい訴訟制度**を創設
(同時期にフランスにおいて**類似の制度**)

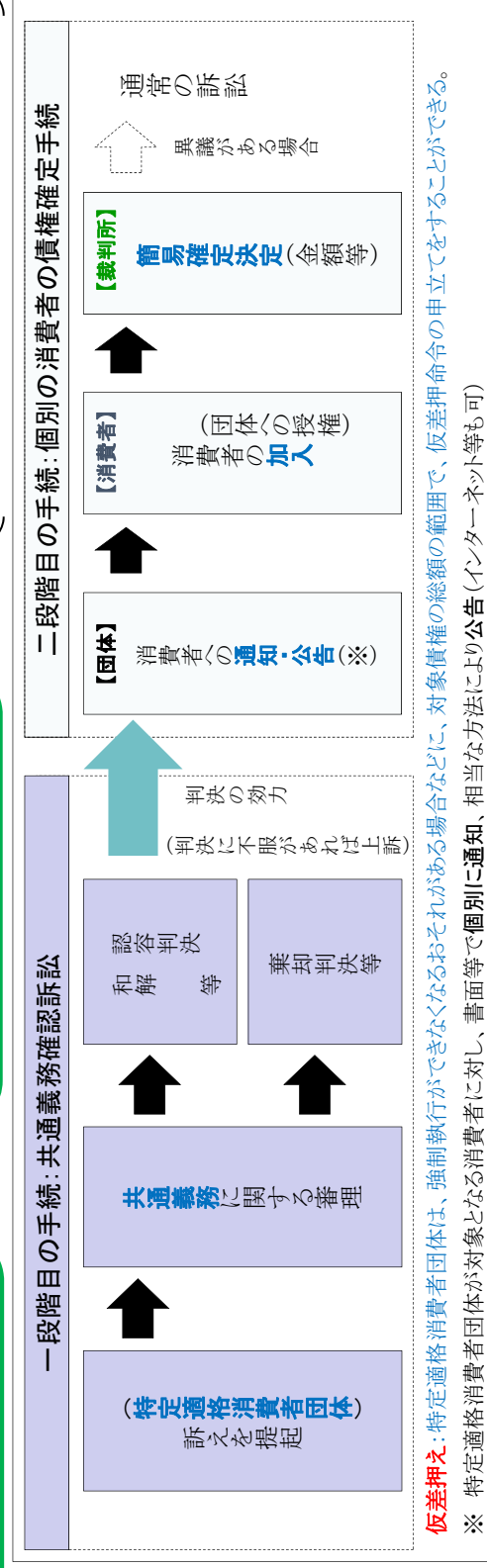
平成28年10月1日施行

- 下位法令・ガイドライン等
・政令(施行令)
・内閣府令(施行規則)
・最高裁判所規則
・ガイドライン等

概要

二段階型の訴訟制度:

- 一段階目: 事業者の**共通義務**を確認
(金銭支払義務)
二段階目: 個別消費者の**債権**を確定
(誰に、いくら支払うか)



特定適格消費者団体(現在2団体※)

- 適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国16団体)から**新たな認定要件を満たす者**を内閣総理大臣が認定。
【新たな認定要件】
・差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている
・**弁護士**を理事として選任
・**費用・報酬**等の額又は算定方法が消費者の利益の擁護の見地から**不当なものでない** 等
- 【責務規定・行為規範】
・濫訴等の禁止
・弁護士に追行させる義務
・個人情報**の適正な管理**・財産上の利益の**受領禁止**
・**内閣総理大臣(消費者庁)による監督**の対象
(適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)

※ 消費者機構日本、消費者支援機構関西

対象となる事案

消費者契約に関する**金銭支払義務**のうち以下のもの

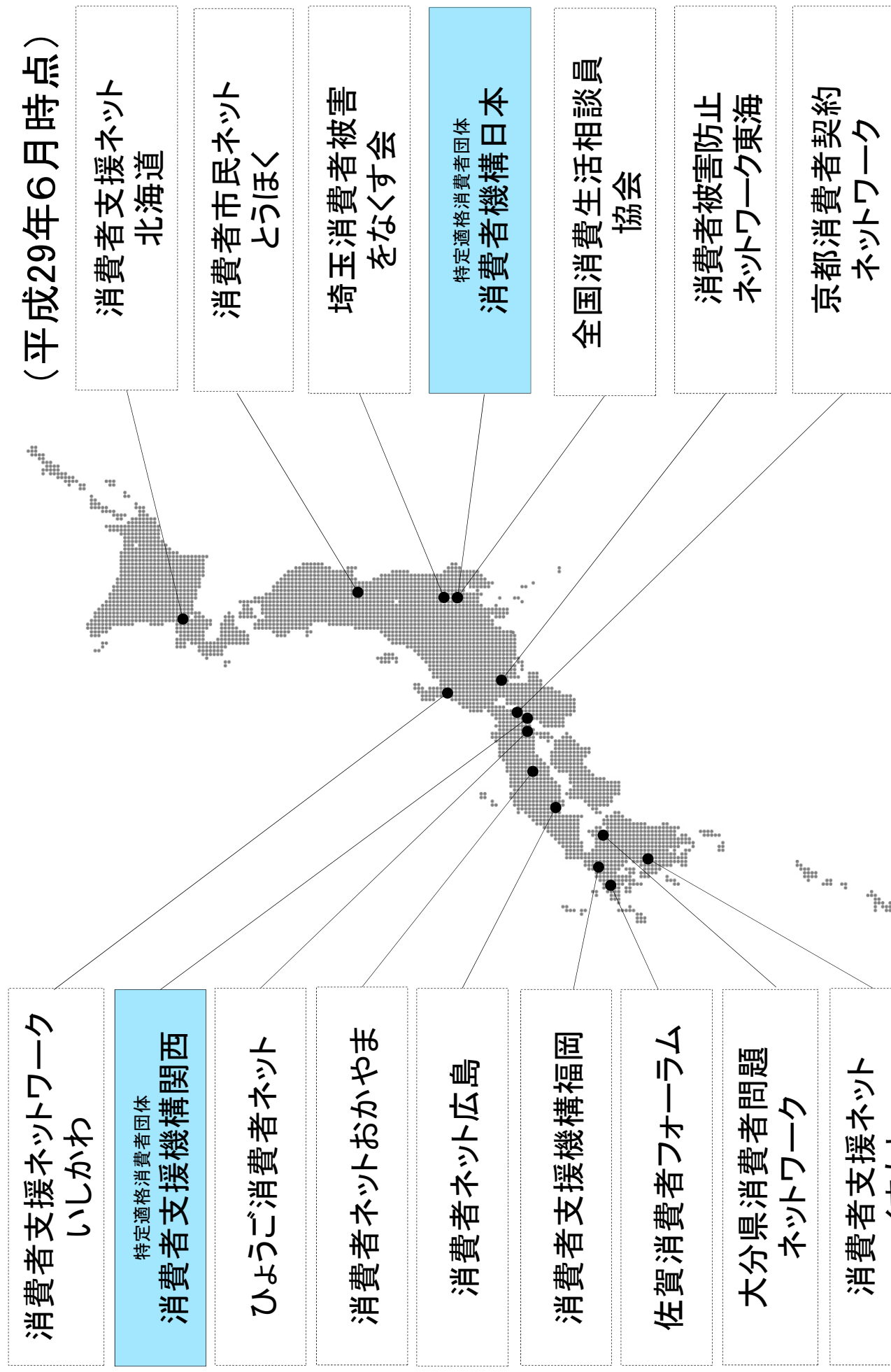
- ① 契約上の**債務の履行の請求**
- ② **不当利得に係る請求**
- ③ 契約上の**債務の不履行による損害賠償の請求**
- ④ **瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求**
- ⑤ **不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求**

※ いわゆる**拡大損害**、逸失利益、人身損害、慰謝料を除く
※ 本法律の施行前に締結された契約に関するものを除く

新しい訴訟制度のメリット

- これまで**泣き寝入り**してきた**消費者被害の回復**が可能に
- 個々の消費者が多くの手続を行うことなく、**消費者団体の持つ専門的な知識や交渉力**を活用することが可能
- **紛争の一回的解決**を図ることができる

全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体



※ 適格消費者団体は全国に16団体。

※ 適格消費者団体の中から認定される特定適格消費者団体(青色)は全国に2団体(消費者機構日本、消費者支援機構関西)。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 116
大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	②	<p>②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進</p> <p>「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。</p>
該当施策名 (事業名)	地方消費者行政推進事業	
該当施策の背景・ 目的	<p>どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援してきたところ。</p> <p>今後は、消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに伴い、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、特に従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。</p>	
該当施策の政策手 段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	<p>予算</p> <p>30年度要求予算額: 1,000,000 千円 の内数</p> <p>29年度予算額: - 千円</p> <p>28年度歳出予算現額※ - 千円</p> <p>28年度決算額: - 千円</p> <p>使用割合: - %</p>
	○	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—

<p>該当施策概要</p>	<p>AV出演強要問題に関して円滑に消費生活相談を受けられるよう、対応できる相談体制の整備(職員・相談員研修等の充実)などに積極的に取り組む地方公共団体を支援する。</p> <p>(平成30年度予算概算要求等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政強化交付金(仮称)を新規に要求。 ・交付金担当の定員要求(新たに係員2名の増員)を行う。 										
<p>「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※2</p> <p>—</p>										
<p>「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)</p>	<p>関連施策(事業)の通し番号※3</p> <p>—</p>										
<p>「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野</p>	<p>主に関係する分野・大項目</p> <table border="1" data-bbox="432 987 1449 1339"> <tr> <td data-bbox="432 987 523 1137"> <p>分野 一大項目</p> </td> <td data-bbox="523 987 810 1137"> <p>7-1</p> </td> <td data-bbox="810 987 1449 1137"> <p>女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="432 1137 1449 1182"> <p>その他関係する分野・大項目等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1182 523 1339"> <p>分野 一大項目</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="523 1182 1449 1339"> <p>8-2</p> </td> </tr> </table>		<p>分野 一大項目</p>	<p>7-1</p>	<p>女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p>	<p>その他関係する分野・大項目等</p>			<p>分野 一大項目</p>	<p>8-2</p>	
<p>分野 一大項目</p>	<p>7-1</p>	<p>女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p>									
<p>その他関係する分野・大項目等</p>											
<p>分野 一大項目</p>	<p>8-2</p>										
<p>担当府省・担当課</p>	<p>消費者庁 消費者教育・地方協力課</p>										

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

趣旨

＜国の政策推進等への対応を担う消費生活センター＞

- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供

⇒消費生活センターの機能の維持・充実が必要

＜国として取り組むべき重要消費者政策に対する取組＞

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援

国の政策推進等への対応

- ギャンブル依存症等対策
- AV出演強要問題
- 成年年齢の引下げ
- 軽減税率の導入

等

国として取り組むべき重要消費者政策等

- SDGsへの対応
〔・倫理的消費、消費者志向経営、食品ロスの削減
・消費者安全確保地域協議会の設立〕
- 若年者への消費者教育の推進
- 訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
- 地方公共団体における法執行の強化
- 風評被害防止のための取組等

地方公共団体への支援

（消費生活センターの機能の維持・充実）

○ 消費生活センターにおける国の政策推進等への対応力を強化

- 国が指定する研修への参加
- 小規模自治体の相談体制維持のための支援
（消費生活相談員資格、研修参加を義務）

（国として取り組むべき重要消費者政策への取組）

○ 地方公共団体における国として取り組むべき重要な消費者政策の推進。

- ⇒ 中期的・計画的な取組を支援
- ・複数年（3年程度）の取組
 - ・PDCAサイクルによる進捗管理

※ 補助率は、1/2を想定